

出張報告書

平成28年10月31日

市議会議長 様

会 派 名 改革クラブ

代表者氏名 井 舎 英 生

平成28年10月19日～20日開催の第11回全国市議会議長会研究フォーラムに参加しましたところ、その内容は下記のとおりでした。

記

- 1 目 的 第11回全国市議会議長会参加による研修
- 2 主 催 者 全国市議会議長会
- 3 後 援 総務省
- 4 会 場 静岡市 グランシップ
- 5 出張期間 平成28年10月19日（水）～20日（木）
- 6 出張者氏名 井舎英生・井上 博
- 7 内 容

別紙のとおり

第 1 1 回全国市議会議長会研究フォーラム参加に伴う報告書

主 催： 全国市議会議長会

後 援： 総務省

実 施： 第 1 1 回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

開催日： 平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日(水)～ 2 0 日(木)

開催場所： 静岡市グランシップ

開催目次： 別紙（資料集）記載

発表内容： 別紙（資料集）記載

総論：

本研究会に参加したが、全体のテーマ自体は基調講演の「二元代表制と議会の監視機能」と翌日の課題討議の「監視権を如何に行使すべきか」であった。

- 1、 **基調講演（大森 東京大学名誉教授）**による、二元代表制の基本姿勢と理念は我々市議会議員も理解していることであるが、特に議会における与野党意識については重大な警告をもって戒めておられた。

首長と議会のあり方は常に緊張状態であるべきであり、公選によって選ばれた両者の立ち位置が異なり、首長は執行機関としての権限を与えられているため、予算及び職員の使用を認められているが、議会はこの首長の行動を常に監視し、民意をその代表として表すためにあることである。

もし議会が与野党化した場合には、与党が強ければ首長提案の単なる追認機関となり、野党が強ければ首長の提案をことごとく否決するようでは、本来の二元代表制の意味をなさないことになる。

当然自治体は首長優位の制度であり、一人一人の議員ではその意思を伝え、実行することは困難であるが、議会での総意としてのものであれば首長といえどこれを無視するわけにはいかないものである。

首長は一人であり、さまざまな市民からの意見や要望を全て聞くことはできないが、議会人は複数であることから、より多くの市民からの意見や要望を把握しやすく民意をくみ取ることが出来る。

ただ議会人も多くの市民から負託を受けその意見等を伝えるに当たり、一人の意見としてではなく、複数の議会人が同意しているものであるなら、同じ公選で選ばれた首長と同様の重みをもつものであり、それが聞き入れなければ条例・予算・決算の承認・認定を拒否することで首長の行動にストップをかけることが出来るからである。

仮に首長と議会の意見や考えが相違した場合には、議会は首長の不信任を突き付け、首長は議会を解散することにより市民に真意を問うことが出来る。

要は首長・議会人ともその自治体の施策を行うに当たり、市民に成り代わって施策の是々非々を検討するために選ばれし者である。ということを念頭に置いて活動すべきである。

2、パネルディスカッション（5名の講師による）「監視権の活用による議会改革」では、議員の立場から監視権を如何に活用すべきかについて議論されていた。

地方自治法では議会人の立場を守る為、数多くの監視権を有することになっている。

監視機能としては、予算・決算・議決事件・100条調査権・検閲・検査・監査請求・議員派遣・一般質問・所管事務調査等々の機能がある。

しかしながら、実際の地方議会のありさまはこれら監視権を充分に発揮しているとは言い難いものである。

まずは議会改革の現状の評価を外からの評価を受けて行い、本来の議会のあるべき姿を確立すべきである。

次に改革の中身として

① 議会基本条例を見直し、議会の市民への見える化を促していかなければならない。

② 首長に対し与党・野党として関わる会派の限界も考慮すべき。

③ 通年会期にして首長の専決処分を封じる。

④ 議会の行う事務事業評価の実施。

などを進めていくべきであるとの結論であった。

3、課題討議（3名の地方議会議員）による事例報告及びコーディネーターの佐々木中央大学教授の話が非常に感銘を受けた。

佐々木教授：

地域のことは地域で決める「地方主権時代」の政治主体では地方議会の役割の重要性が増している。

執行機関への監視者としての役割や条例・予算・決算・主要契約事項の決定者としての役割は前述したとおりであるが、今後は自ら政策を提案する提案者や民意を汲取り政策に反映させる集約者としての機能の拡大が大きくクローズアップされてきている。

従来のような議会基本条例ではなく、①これからの議会のあり方、②討論など議会運営の体系化、③住民とあゆむ議会、④議員同士が討議する議会、⑤首長ら執行機関と切磋琢磨する議会等を目指すため下記の項目を明確にした議会基本条例にすべきである。

① 目的： 議会の役割の明示

② 議会の原則： 決定、監視、提案、集約の4つの機能を発揮できる体制づくり。

③ 議員の原則： 議員の役割、活動の心得、政治倫理、政策提案、地域活動の明確化

④ 議会と首長： 二元代表制の主旨を守るため、互いの抑制均衡関係を保つこと。

⑤ 討論の仕方： 議員同士の討論を増やし、執行機関に依存しない体制づくり。

⑥ 公開の原則： 本会議・委員会の全部公開、審議事項の報告などの明確化。

⑦ 政務活動費： 政策立法活動と議会報告活動に限定した支出行為。

⑧ 議会報告会： 年間計画に基づき、主要会期ごとに地区別報告会の定例化。

⑨ 付属機関： 施策の主要課題に対応するため専門調査機関と法制局の設置。

⑩ 事務局体制： 事務局スタッフの増強と外部有識者や市民との協働化。

⑪ 議員活動の明確化： 全議員の採決行動、質問、提案の公表化。

またこれ以外に、直ぐ行える議会改革として、議会が主催する市民会議やまちづくり研究会を行うことも重要ではないかと論じている。

佐賀 藤沢市議会議員： （100条委員会を通じて）

平成21年に発生した、藤沢市前市長による土地の先行取得問題に端を発する100条委員会の設置の経緯と結果についてのパワーポイントによる説明は大変勉強になった。

特に100条委員会設置までの苦労と議会の動き、さらには市民の意識と市議会議員選挙による議会勢力の変化による100条委員会設置反対議員の心変わりなど時系列での説明はわかり易かった。

本市でも同様のことが起こりかねないと感じた。

井上 和歌山市議会議員：（付属機関への参画と監視機能）

テーマは面白く何を発表してくれるのか期待していたが、尻切れトンボに終わり期待はずれであった。

嶋崎 日田市議会議員：（日田市議会の取組）

テーマ通りであり、日田市議会の活動報告であった。特筆することはないが、本市より開かれた市議会活動であり、ある意味よくやっていると感じた。

コーディネーターの佐々木教授の発言した、議会基本条例に沿って行っていることは立派であった。

以 上